

東交通安全情報

東警察署交通第一課

令和8年8月20日発

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!

令和8年
9月1日より

● 生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、**中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路**のことです。

60km/h

30km/h

- **中央線や車両通行帯**が設けられている道路
- 道路の**構造上**又は**柵その他の工作物**により**自動車の通行が往復の方向別に分離**されている道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 自動車専用道路

法定速度は引き続き60km/h



生活道路や中央線等がある場合でも速度標識がある場合は、その速度が最高速度となります！！

